

融資保証に係る組織等問題検討会中間取りまとめ

平成18年5月

社団法人 漁業信用基金中央会

目 次

1 . はじめに	1
2 . 保証制度を取り巻く環境の変化	
1) 厳しい漁業の現状	2
2) 金融行政の現状	2
3) 漁協系統信用事業等の状況	3
4) 国等の政策	3
5) 他制度の状況	4
3 . 協会の現状	
1) 水産金融に占める比重	5
2) 保証引受、保証残高の減少	5
3) 求償権	5
4) 収支状況	5
4 . 保証制度の役割と協会のあり方	6
5 . 保証制度見直しの課題と対応策	
1) 一県一漁協体制化に伴う保証制度のあり方	6
2) 保証分野の拡大の可能性	7

3) 保証制度を活用する会員の利便性向上	9
4) 漁業者への経営支援・再生支援対策	10
5) 協会の財務対策	12
6) 協会の組織再編	12
7) 金融機関との適切な責任分担のあり方	14
8) その他	15
6 . おわりに	15
融資保証に係る組織等問題検討会委員名簿	16
検討経過	17

融資保証に係る組織等問題検討会中間取りまとめ

1 はじめに

最近の水産業を取り巻く諸環境は、資源の減少、魚価安、燃油価格の高騰等により一段と厳しさを増しており、漁業経営は益々逼迫している状況にある。

そのような中であって漁業者の組織する漁業協同組合(以下「漁協」という。)の経営も総じて悪化の傾向にある。漁協は、将来にわたってその機能を十分に発揮し、漁村地域の経済を支える中核の機関としての役割を果たすとともに、資源の回復、担い手の育成、水産物流通の効率化等公益的機能も担う必要があるため、漁協組織基盤を強化し、経済的に自立できるような漁協組織の再編が緊急の課題となっている。

中小漁業融資保証制度(以下「保証制度」という。)は、漁業者・水産加工業者及び漁協等の信用補完を通じてその経営を支えてきたが、漁業経営の悪化等に伴う融資、保証残高の減少や引き続く超低金利による運用益の減少などにより、漁業信用基金協会(以下「協会」という。)の財務状況は極めて厳しい状況に陥っており、このままでは水産金融において協会が期待される機能を果たせない懸念が生じている。

このような状況に鑑み、今般、水産庁、地方公共団体、漁協系統団体、協会等から選出されたメンバーにより構成される「融資保証に係る組織等問題検討会」を開催し、平成18年2月より5回にわたり検討を行い、今後の保証制度及び協会組織のあり方について、その考え方を取りまとめた。

なお、現在、水産基本計画の見直しや行政改革による政策金融機関等の金融業務の見直し、さらには水産業協同組合法(以下「水協法」という。)等の見直しの検討が進められているが、現時点でその内容等が明らかになっていないことから、本取りまとめを「中間取りまとめ」と位置づけ、各種水産制度の見直しに対して本取りまとめが十分に反映されることを期待するものである。

2 保証制度を取り巻く環境の変化

1) 厳しい漁業の現状

平成16年度における我が国漁業の状況は、漁業生産量においてピーク時の44.8%の578万トンとなり、漁業生産金額についてもピーク時の53.4%の1.6兆円と大幅な減少となっている。

一方で、我が国は、世界の水産物貿易において数量・金額ともに世界最大の輸入国となっている。

また、漁業就業者の高齢化・減少にも歯止めがかからず、就業者数は平成16年で23.1万人、男子就業者数では65歳以上が34.5%を占める状況となっており、経済主体としての担い手の育成・増加が喫緊の課題となっている。

加えて、昨今の燃油価格の高騰が漁業経営に与える影響は極めて大きく、漁業環境は極めて厳しい状況となっている。

特に遠洋沖合を中心とする漁船漁業では、半数以上の経営体が債務超過状況にある等大変厳しい経営状況にあり、将来にわたって水産物の安定供給という重要な使命を果たすことができる経営体（残す経営体）に対して集中的に経営支援・再生支援等を行うなどの思い切った対策が必要となっている。

一方、沿岸漁業者を支える漁協は、合併を推進してきているものの、その経営状況は資源水準の低下等による漁獲量の減少等により、販売事業の取扱高が減少する等、事業利益段階で赤字の漁協が8割を占め、本来の役割を十分に果たせない状況にあり、組合員・地域に貢献し、経営の健全性を確保できる強い事業体の再構築に向けて、事業・組織・経営改革を断行していくことが急務となっている。

さらに、厳しい漁業の現状は、漁業と密接な関連がある水産加工業にも大きな影響を与えており、特に国産の漁獲物を利用する水産加工業者に対しては、重点的な対策が必要となっている。

2) 金融行政の現状

平成10年に金融機関の健全性を確保するための早期是正措置が導入されるとともに、金融機関の自己責任を徹底するためにリスク管理体制の構築と資産等の厳格な自己査定を求め、それに基づく償却・引当を義務付け

る金融検査マニュアルが導入された。

この結果、金融機関は将来の財務の毀損を回避するため一定の引当金を積みまなければ貸付が出来ないこととされた。

このことは、正常先以外に分類される者が大部分を占める漁業にとっては、大変大きな問題が発生するため、金融機関では、貸付債権が優良保証付債権として非分類化され、個別引当金を積む必要がなくなる協会の保証を積極的に利用することにより、水産金融の円滑に努めている。

一方、保証を担う協会としては、保証制度の役割が益々重要になってきていることを十分に認識し、水産金融を支えてきているが、協会の経営状況が悪化している現在、財務基盤の充実と健全性を図ることが緊急の課題となっている。

3) 漁協系統信用事業等の状況

漁協系統信用事業においては、貯金者等利用者からの信頼性を確実なものにするため、JFマリンバンク基本方針のもとで、一県一信用事業責任体制の整備が急速に進められている。

一県一信用事業責任体制とは、一県一漁協、統合信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）信漁連を中心とした複数自立漁協体制のいずれかにより、県域において一体的に信用事業を運営する体制を言うが、今後は、これまでの3つの運営体制の一層の強化を図ることを基本としつつ、リスク耐性力強化の観点から必要に応じて県域を超えた広域信漁連を選択しうる「信用事業安定運営責任体制（あんしん体制）」のもと、事業運営を行っていくこととしている。

また、現在漁協系統では漁協合併が進められており、22都府県において一県一漁協を目指している。

一方、現行の保証制度は、県域に複数の漁協等が存在し信用事業を実施することを前提に構成されているので、一県一信用事業責任体制にも的確に対応できる仕組みに早急に改善を図ることが必要となっている。

4) 国等の政策

国においては、平成13年に水産基本法を制定し、水産施策の理念と基本的な施策の方向を明らかにし、平成14年3月には「水産物の安定供給の確保」及び「水産業の健全な発展」を柱とする水産基本計画が策定され、

個々の施策の具体化が進められてきた。この水産基本計画は水産をめぐる情勢の変化等を踏まえて、5年ごとに見直すこととされており、来年3月を目処として現在見直しの作業が進められている。

また、「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)などに基づき、「官から民へ」「国から地方へ」等の観点から行政改革が推進され、平成17年12月には「行政改革の重要方針」が閣議決定され、政策金融機関について抜本的な改革を行い平成20年度に新たな体制に移行することになっている。

一方、保証制度の保証保険を担う独立行政法人農林漁業信用基金(以下「信用基金」という。)は、平成15年10月より業務運営の効率性及び財務内容の健全性が厳しく求められる独立行政法人へと移行し、また、平成17年12月の「行政改革の重要方針」に基づき、平成18年度中に業務等の見直しが行われることとなっている。

これらの見直しは、いずれも保証制度に大きな影響を与える可能性があることから、必要に応じ保証制度に適切に反映させることが必要である。

5) 他制度の状況

中小企業の信用補完制度においては、近年、経営支援・再生支援の強化や担保・保証人に依存しない保証へのニーズが高まり、さらには、金融機関による貸出姿勢の変化等を受けて、平成16年12月に中小企業政策審議会基本政策部会に小委員会が設置され、制度全体の抜本的な見直しについての審議が行われ、平成17年6月に「信用補完制度のあり方に関するとりまとめ」が同部会及び小委員会です承された。

保証制度の主導的立場にある中小企業の信用補完制度における見直しは、今後の保証に大きな影響を与えることになるため、漁業においてもその動向を把握し、漁業の特性に配慮しつつ、適切な対応を図ることが必要である。

一方、農業の信用補完制度においては、平成16年6月に「農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律」が成立・公布され、協会の業務・経営の健全化を図るための措置や合併・事業譲渡の規定の整備等が行われたところである。

このことは、同じ一次産業に対する保証制度として参考にすべき事項もあることから、漁業の保証制度の見直しに当たっては、十分に留意することが必要である。

3 協会の現状

1) 水産金融に占める比重

平成16年度末における漁業関係貸付残高1兆6,444億円のうち、協会の保証残高は、2,227億円を占めており、貸付残高に占める保証割合は、13.5%となっている。

一方、系統金融機関の貸付残高に占める保証割合は、19.9%となっている。

2) 保証引受、保証残高の減少

厳しい漁業情勢を反映して平成16年度末における漁業関係貸付残高は1兆6,444億円となっており、5年前と比較して25%もの大幅な減少となっている。これに伴い保証引受は減少傾向にあり、保証残高も年々減少し、平成16年度における保証引受額は1,352億円で5年前と比較して1%の増加となっているものの、年度末における保証残高は2,227億円で5年前と比較して13%の減少となっている。

3) 求償権

求償権残高は平成5年度以降1,000億円を超える水準で推移していたが、償却を進めた結果、平成15年度より1,000億円を下回り、平成16年度末は966億円となっている。

しかし、協会において実施された求償権回収見込調査によれば、現在の求償権残高の約80%は回収見込みがないとされている。

4) 収支状況

近年の厳しい漁業情勢を反映した融資や保証残高の減少、引き続き超低金利による運用益の減少などにより、協会の経営状況は極めて厳しい状況で推移している。

平成16年度末においては、44協会中28協会が赤字を計上し、繰越欠損金を有する協会は19協会という大変厳しい状況になっている。

4 保証制度の役割と協会のあり方

漁業は、他産業に比較し生産性が低く、自然環境の影響を受けやすいこと、また物的信用力が低いという特性を有していること等から、漁業経営等に必要な資金の融通を円滑化し、中小漁業の振興を図る保証制度は水産金融において重要な役割を担っている。

このため、協会は、今後とも漁業者等の信用力を補完する公的機関として、財務基盤を安定させ、経営の健全性をより一層高めることが求められている。

また、保証保険を担う信用基金は、協会の保証リスクを軽減することによって保証能力を増大させ、円滑な資金融通を促進している。一方で、業務運営の効率性及び財務内容の健全性が厳しく求められる独立行政法人制度の中で、保証制度の目的を最大限に発揮できるよう保証保険への的確な対応が求められている。

さらに、国及び地方公共団体等には、我が国水産業の存続を支える保証制度の重要性がより高まっていることから、一層の支援等による協会及び信用基金への財務基盤の拡充が求められている。

5 保証制度見直しの課題と対応策

1) 一県一漁協体制化に伴う保証制度のあり方

漁協系統信用事業において進められている一県一信用事業責任体制は、複数の漁協等が存在することを前提に構成されている保証制度にも大きな影響を与えることとなるため、次の事項について制度改善が必要である。

(一会員から選出される理事数の制限)

協会の理事の多数が、一県一漁協から選出される理事で占められることとなり、協会運営の公平性を確保することが困難となる可能性が考えられることから、一会員から選出される理事数に制限を設ける必要がある。

(理事の自己契約規定の見直し)

保証契約等の大部分が利益相反契約となるため、理事会で認めた場合は、理事は協会と契約できるように措置する必要がある。

(基金の運用先として一県一漁協を追加)

信漁連を包括承継した一県一漁協体制下では、協会の基本財産たる基金の運用を漁協でできないことから、基金の運用先に一県一漁協を追加する必要がある。

(総会の成立要件の緩和)

一県一漁協体制になった場合は、漁協が大型化・広域化することとなり、漁協の協力を得ながら総会手続きを行っている協会に対する影響も大きいと考えられる。従って、「会員の1/2以上の出席で出資総額の1/2以上」の総会成立要件を、会社法並みの「出資総額の1/2以上」に改正する必要がある。

しかし、この場合には、少数の代表者で総会における意思決定がなされてしまうことから、制度利用者の意見を反映させる方策が必要との意見が出されている。

また、民主的な協会運営の観点より、総会が会員の総意によって意思決定される機関であることなどの理由から慎重な意見も出されている。

2) 保証分野の拡大の可能性

水産金融の中心を占める系統金融機関では、組合員のみではなく員外者に対する融資についても、地域振興の観点から実施されている。

これに対して、保証制度は、水協法上の資格要件を会員資格に引用し、90日以上漁業者に限定するとともに、准組合員に対しては、漁協等の出資を利用した共同利用による保証が可能であるが、会員資格を与えていない等、系統金融機関の融資に比較して保証は対象者が限定されている。

このため、保証対象者や会員資格の弾力化についても検討が必要である。

また、保証保険については、その政策目的から漁業者等の経営の改善に資するものに限定されており、保証と保険の範囲が異なっているが、保証制度の目的である中小漁業の振興につながるかどうかを検討のうえ、その扱いについて考慮する必要がある。

(水産関連事業者まで保証対象者を拡大)

信漁連、漁協が貸し付けられる水産関連事業者までは少なくとも保証・保険対象となるように検討する必要がある。

これについては、中小漁業者の範囲が不明確になることなどの理由が

ら慎重に対応すべきであるとの意見も出ている。

なお、地域住民向け貸出まで保証・保険の対象を拡大することについては、公的保証・保険機関の役割として必要かどうかの検討を十分に行う必要がある。

(漁協の正組合員資格要件の引用について)

現行の中小漁業融資保証法(以下「保証法」という。)においては、会員資格において、90日以上漁業従事日数の制限が付されており、漁協の正組合員資格を有しない者には会員資格がない。保証法における会員資格は、もっと弾力的に考え、漁業を営み又は従事する者であれば保証を受けられるよう、会員資格を拡大することにより保証推進に繋げる必要がある。

なお、少数意見として、中小漁業の振興という保証法上の目的から、当該日数制限が必要という意見も出されている。

(業種別協会の会員資格の拡大)

業種別協会は、協同会社の会員資格が認められていないため、会員資格を都道府県協会と同様にする必要がある。

(保険対象資金の拡充)

昭和49年の保証法の改正により、対象資金は告示で指定されることとなり、同告示では漁協の固定化債権見合資金及び繰越欠損金見合資金については、保証対象とはする一方、保険対象資金とはせず、保証は可で保険は不可との不一致が発生した。このため、この種の資金については、地方公共団体等が損失補償などを行う場合に限り、保証を行っている事例がある。

保証と保険の対象資金の取り扱いは、保証制度の立法趣旨からして、極力イコールとするとの考え方に沿って、まず沿岸漁業者を支える漁協が本来の役割を十分果たせていない現状から、経営の健全性確保に向けて漁協再編強化対策は最重要課題となっており、漁協経営に必要な資金は全て保険の対象となるような見直しが必要である。

この場合、固定化債権見合資金等を保険の対象資金として加えることは、その性格からリスクも高く、代位弁済が多額になることが予測されることから、中期経営計画、経営改善計画の確実な実践等、組合員と一体となった漁協自らの経営の健全性確保に向けた自助努力を行うことは

もちろん、県域を挙げて地方公共団体、系統上部機関、関係団体の支援・協力と適切な指導が必要であるとともに、保証・保険を担う協会及び信用基金の基盤強化対策も必要である。さらに再生の可能性を検証するシステムを構築する等により、漁協の再生・支援に向けた一層の取組み強化が不可欠である。

一方、具体的な見直しに当たっては、保険設計の観点から信用基金の収支状況等への影響や中小漁業者等に対する保険基盤への影響等を分析の上、慎重に検討すべきとの意見もある。

生活資金（教育、車、フリー等の各種ローン）については、漁村における多様な金融ニーズに対応して推進に取り組んでいるが、当該資金を保険対象にすることにより、より積極的な推進が出来ないかとの意見が出されている。

一方、水産振興という政策目的から、当該資金を保険対象とすることについては、否定的な意見も出されている。

したがって、生活資金については、公的機関としてどこまで保険対応すべきか、さらに保険金財源を何処に求めるか等を十分に検討する必要がある。

また、生活資金のうち住宅資金については、現行でも保険対象となっているが、住宅金融公庫が廃止されることによる系統金融機関の役割の重要性等も考慮し、保険を付けても利用拡大に繋がるような保険料設定等の工夫が必要である。

3) 保証制度を活用する会員の利便性向上

現行の保証制度を利用する会員に対する出資金には、様々な規制が設けられており、他の類似制度である中小企業の信用補完制度と比較して保証利用者にとって厳しい条件となっている。したがって、会員の利便性の向上を図ることにより、利用しやすい制度に改正する必要がある。

(出資制度の見直し(議決権、選挙権の見直しも含む))

保証を利用する会員については、保証を受けるために会員になっている者が多く、協会の運営に参加している意識はほとんどないと考えられることから、協会の運営に参加しない無議決権出資(無選挙権も含む。)も漁業者の判断で選択が可能とし、脱退時には、出資金の満額返還を可能とするような仕組みについて検討が必要である。

また、保証利用者については、出資金ではなく保証金等として協会の運営に参加する会員とは明確に区別し、保証金等の満額返還を可能とする必要があるとの意見も出されている。

なお、保証利用者が脱退時に出資金の満額返還を要求した場合、地方公共団体等が最終的に責任をとることとなってしまうのではないかとという反対意見も出されている。

さらに、漁協等の出資の共同利用を前提とした仕組みに見直すべきとの意見が出されているが、一方で、求償権になった場合、共同利用用の漁協等の出資は求償権との相殺が出来ないことから、回収財源が確保できなくなるとの反対意見も出されている。

(出資金の払戻時期の緩和)

出資金は年度末に払い戻すものとなっているが、年度末においては年度の決算が確定していないため、払戻時期と決算確定との関係を明確にする必要がある。

(脱退予告期間の緩和)

予告脱退については、6月前までに脱退を予告しなければならないが、この期間を短縮する必要がある。

(脱退規定(金融機関への催告規定の削除)の見直し)

会員が脱退する場合、金融機関に催告する必要があるが、必要性が乏しいため、削除する必要がある。

4) 漁業者への経営支援・再生支援対策

協会においては、返済条件の変更や借替緊急資金等により、漁業者の再生に積極的に協力しているが、支援協議会の整備等に伴い、漁業者の再生支援に係る取組を強化する必要がある。

また、再生取組を強化するため、漁業経営維持安定資金等の経営安定関係資金(負債整理資金)が適切に活用できるような保証・保険制度の充実・強化(財務基盤の拡充を含む)が必要ではないかとの意見が出されている。

(保証付債権の譲渡)

中小企業においては、再生計画を策定するにあたり、多数の債権者間

で担保関係等の複雑な調整が必要であり、利害関係者の同意を得るには多くの時間とコストがかかるため、大口債権者等が他の債権者から債権譲渡を受け、債権を集約し、利害関係者を少なくすることにより、再生の迅速化が図られている。このような債権の買取後の再生については、近年、再生ファンドやサービサーが大きな役割を果たすようになってきている。

漁業においても支援協議会の整備等に伴い、このような取組が今後増大すると考えられるが、協会では保証付債権の譲渡は認められていないため、再生の局面において、保証付債権を金融機関に残し、それ以外の債権をサービサー等に譲渡する場合、結果として、協会が保証付債権の譲渡ができないことに起因して、再生計画の立案等が困難となる可能性がある。

したがって、今後の担い手たる者に政策を傾注するとの考え方に沿った一定の条件下において、保証付債権の譲渡も可能とするようにする必要がある。

（求償権の放棄・譲渡）

財務リストラが必要な漁業者に対しては、債権放棄・譲渡が最も効果の大きい手段である。安易な債権放棄は、再生につながらない可能性があるのみならず、懸命に経営に取り組む他の漁業者にとって不公平になることから、経営責任を含め、厳格な規律付けが必要となるが、その上で、地域に与える効果など再生のメリットが明確であれば、債権放棄も重要な選択肢となる。

現状の制度では、協会は、求償権の放棄ができないため、協会の求償権を含め複数の債務を有している漁業者に対して、金融機関のみが債権放棄を行っても、十分な財務リストラが実行できず、実効性のある再生計画の策定が困難となっている可能性がある。

したがって、協会においても、保証付債権の譲渡と同様な考え方に沿った一定の条件下において、求償権放棄が可能とするようにする必要がある。

なお、経営支援・再生支援対策の手法については、更に具体的な検討が必要であるという意見が出されている。

5) 協会の財務対策

一般の企業会計では、利益準備金、資本準備金の順で損失の処理が認められているにもかかわらず、協会では、利益準備金の性格を持つ繰入金の取り崩しが認められていないことから、この改正が必要である。

また、協会の財務諸表では、繰入金があるのに繰越欠損金を計上していること、また基金の概念が不明確である等、対外的に公表される協会の財務に対する誤った判断を招く恐れがあることから、協会の財務状況を適正に財務諸表に反映させる必要がある。

(基金の概念の見直し)

現行の貸借対照表では、基金の概念が明確に反映されていないことから、基金の概念を見直し、適正な表示とする必要がある。

例えば、基本財産(正味財産)は、基金(出資金及び交付金)、基金準備金(準備金から繰り入れられた金銭)及び準備金とすることなどが考えられる。

(繰入金の取崩)

繰入金は、もともと利益剰余金である準備金を基金に繰り入れたものであり、繰入金があるにもかかわらず、対外的に公表される財務諸表で繰越欠損金を計上することは、協会の財務に対する誤った判断を招く恐れがあること、一方、一般の企業会計では、利益準備金、資本準備金の順で損失の処理が認められていることから、繰入金の取崩を可能とする必要がある。

なお、繰入金の取崩については、協会の基本的財産であることから一定の基準等に基づいてなされるべきとの意見がある。

6) 協会の組織再編

(協会の組織再編の必要性)

最近の厳しい経営状況に鑑み、これまで各協会では、人件費など管理経費の大幅なコスト削減や保証の拡大等に取り組んできたところであるが、保証残高の減少や経営体の減少等により、協会の自助努力のみによる経営改善は、極めて困難な状況になりつつある。

また、系統団体、地方公共団体、国等の関係機関によって種々の財政支

援策等が講じられてきたところであるが、現在の県域における保証需要のみでは、保証業務を継続していくことが困難な状況となりつつある県域も存在すると考えられる。

さらに、現在は健全な経営状況の協会においても、中長期的には経営状況の悪化が予測される可能性もある。

したがって、このような状況のままでは、水産金融において、協会に期待されるセーフティーネットの役割を果たせない懸念が生じるおそれがあることから、健全性基準等の導入や協会の組織のあり方の見直しを行うことにより、保証基盤を安定化させる必要がある。

(協会の健全性基準等の導入)

協会の事業の健全性を確保するためには、経営の健全性に関する客観的な指標を基準として定め、その基準で判断することとすれば、協会の現状が明確になり、経営の健全性確保に向けて自主的な取組を促進することが可能となる。

このため、基準として保証債務の弁済能力や財務基盤の充実の状況などが適当であるかどうかの客観的な基準を策定し、この基準に基づき、自らの経営の健全性をチェックするとともに、経営改善計画を実行し、保証債務の弁済能力の充実等の状況に応じた措置を実施することができる仕組みが必要である。

なお、健全性基準については、漁業分野の特性に応じた指標を検討すべきである。

また、農業の信用補完制度においては、平成16年度に協会の監事資格者等の拡大や協会の事業譲渡規定を整備しているが、漁業においても、協会の監査をより客観的なものとし、経営基盤の強化を図る必要がある。

しかし、協会の公認会計士監査の導入については、新たなコストがかかるとして強い反対意見がある。

(中長期的な協会の組織のあり方)

協会の健全性を判断する健全性基準に基づき、収支改善が必要となった協会については、人件費等の経費削減や保証拡大等による自助努力、また地方公共団体や系統団体等の従来以上の積極的な支援・関与等によって、一定期間内に収支改善を達成するようにする必要がある。

このような自助努力や支援等によって協会の経営改善がなされる場合には、従来どおり1県1協会体制を維持していくことが可能である。

しかしながら、協会の自助努力や地方公共団体等の積極的な支援等によっても、協会の財務改善がなされない場合においては、水産金融において、協会に期待されるセーフティネットの役割を果たせないこととなるため、協会間の合併や事業譲渡等による組織再編対策を行い財務基盤の強化を図ることが必要である。

この場合、組織再編の手法については、全国協会やブロック化等に限定するものではなく、そのときの状況に応じた最適な手法によるべきである。

なお、その選択の幅を広く対応できるよう制度的な準備をしておくことが必要である。

また、その際には、国、地方公共団体等の積極的な指導、支援とともに、適正な保証業務の執行が可能となるよう再編後の協会において健全な財務状況等が維持できるような措置が必要である。

7) 金融機関との適切な責任分担のあり方

水産金融が円滑に機能するためには、金融機関と協会がパートナーとして連携することが不可欠である。

金融機関は、借り手である中小漁業者等の経営状況や財務状況を的確に把握し、安定的かつ長期的視点に立って責任ある融資を行うことが望まれる。

また、協会と金融機関とが審査情報や期中管理面での協調関係を強化し、効率的かつ効果的な与信判断を行う体制を抜本的に強化するとともに、的確な期中管理に基づく中小漁業者等の経営支援体制を構築することが求められる。

このため、協会と金融機関とが適切な責任分担を図り、金融機関が貸し手としての責任ある融資を行い、両者が連携して中小漁業者等の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行、融資後における経営支援や再生支援といった中小漁業者等に対する適切な支援を行う必要があるとともに、人的、費用面も含めた更なる連携が必要である。

責任分担を図るための具体的方策としては、中小企業の信用補完制度において検討が進められている部分保証制度(金融機関が行う融資額の一定割合を保証する制度)の導入が漁業でも必要との意見が出されている。一方で融資の円滑化に支障が出る可能性もあること、また、既に漁業においては、元本保証(利息については、保証しない仕組み)や特別出資制度(代位弁済時に金融機関が代位弁済額の一定割合を協会に出資する制度)も導入しているこ

とから特別出資制度の拡大や負担金方式による方策が好ましいとの意見も出されており、今後検討を深める必要がある。

8) その他

中小漁業関連資金融通円滑化事業(いわゆる無担保・無保証人保証)の保証対象である漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法に基づく漁業経営改善計画の認定を受けた漁業者数が少ないことから、これを増加させるような取組や漁業と同じ公的保証機関たる中小企業の信用補完制度で実施されている第三者保証人徴求の原則廃止の措置についても漁業者の負担軽減策として検討すべきである。

6 おわりに

水産基本計画の見直しにおける担い手対策等、行政改革による政策金融機関等の金融業務の見直しに基づく水産金融への影響、さらには水協法等の見直しに基づく漁協再編強化対策等、現在各種水産制度の見直しが進行中であるが、これらの見直しに伴い、保証制度自体も大いに影響を受ける可能性があることから、各種水産制度の見直し状況を注視しつつ、必要に応じ保証制度に適切に反映させることが肝要である。

なお、本検討会としては、国及び関係機関が、この中間取りまとめを踏まえ諸施策を迅速に実現することにより、保証制度が中小漁業者等の自主的な努力を助長し、活力ある中小漁業の振興に寄与することを強く期待する。

融資保証に係る組織等問題検討会委員名簿

(敬称略)

座長	日 出 英 輔	社団法人漁業信用基金中央会会長
	三 浦 正 充	水産庁漁政部水産経営課課長
	佐 々 木 和 好	宮城県経営金融課課長
	大 塚 覚	大分県漁業管理課課長(第1回～第3回)
	高 石 賢 一	大分県漁業管理課課長(第4回～)
	高 野 博 之	富山県水産漁港課課長(第1回～第3回)
	大 坪 昭 一	富山県水産漁港課課長(第4回～)
	小 坂 智 規	社団法人大日本水産会常務理事
	山 田 峰 人	兵庫県信用漁業協同組合連合会専務理事
	照 山 光 一	全国漁業協同組合連合会代表理事専務
	堀 田 充	農林中央金庫常務理事
	中 津 俊 行	北海道漁業信用基金協会副理事長
	佐 藤 隆 義	千葉県漁業信用基金協会理事長
	小 野 秀 次 郎	岡山県漁業信用基金協会専務理事
	當 間 勇	沖縄県漁業信用基金協会理事長
	富 岡 功	全国遠洋沖合漁業信用基金協会理事長
	糸 知 文	独立行政法人農林漁業信用基金理事

検 討 経 過

第 1 回 検 討 会

- 日 時 平成 1 8 年 2 月 1 5 日 (水)
- 議 題 (1) 協会を取り巻く現状等
(2) 組織再編案の検討
(3) 組織統合と機能の検討
(4) 融資保証制度を取り巻く諸環境の変化及び協会組織再編に伴う制度改正事項等

第 2 回 検 討 会

- 日 時 平成 1 8 年 2 月 2 8 日 (火)
- 議 題 (1) 協会を取り巻く現状等
(2) 組織再編案の検討
(3) 組織統合と機能の検討
(4) 融資保証制度を取り巻く諸環境の変化及び協会組織再編に伴う制度改正事項等

第 3 回 検 討 会

- 日 時 平成 1 8 年 3 月 2 9 日 (水)
- 議 題 融資保証制度を取り巻く諸環境の変化及び協会組織再編に伴う
制度改正事項等

第 4 回 検 討 会

- 日 時 平成 1 8 年 4 月 1 8 日 (火)
- 議 題 融資保証制度見直しに向けた課題と対応策についての論点整理

第 5 回 検 討 会

- 日 時 平成 1 8 年 5 月 2 4 日 (水)
- 議 題 取りまとめ案について